

# げんき便り

平成二十年六月

第五号 (六月二十九日発行)



## ご挨拶

梅雨の季節です。皆様  
いかがお過ごしでしょう  
か。四月から六月中旬ま  
で業務繁忙により、二箇  
月程「元氣だより」をお  
休みさせて頂きました。  
事後のご連絡となり申し  
訳ありません。年内は通  
常通り発行予定です。今  
後ともどうぞ宜しくお願  
い致します。

発行者  
〒346-0002  
埼玉県久喜市野久喜 549-1-810  
社会保険労務士まつもと事務所  
社会保険労務士 松本 陽子

TEL 0480-25-0378  
FAX 0480-53-6432  
メールアドレス yoko@matsumoto5.com  
ブログ [http://blog.goo.ne.jp/zxcv\\_1971](http://blog.goo.ne.jp/zxcv_1971)  
(女社労士松本陽子の法律問答)  
自作ホームページ <http://matsumoto5.com/>



## 法律の変わり目

### ☆労働契約法☆

平成二十年三月から労  
働契約法がスタートしま  
した。労働基準法があるの  
に、なぜ別の法律をつくる  
のだろうか？不思議に思わ  
れた方もいらっしやるか  
もしれません。労働を提供  
して賃金を支払うという  
労働契約は、もともと個人  
間の契約であり、労働基準  
法では規定できない(規定  
しきれない)事柄もたくさ  
んあり、労働契約法は、そ  
れらについてあらためて  
規定しています。詳細につ  
いて今後の事務所ニュー  
スでお伝えしていきたい  
と思います。



## ~ちょこっとコラム~

三月下旬に「職  
場のメンタルヘ  
ルス」について、  
お話させて頂く  
ため、静岡県沼  
津市の事業所を  
訪問しました。  
午前中の仕事だ  
ったため、午後  
はもう少し足を  
伸ばして静岡市  
の友人に会うこと  
。お昼は静岡名物とい  
う「麦とろご飯」のラ  
ンチを頂いた。友人の  
話では、静岡の名物料  
理は「麦とろ」と「お  
でん」とのこと。麦と  
ろの素朴な味がとて  
も良くて、健康にも

良さそうだねえ、とい  
いながら、ゆったり落  
ち着いた時間を過ご  
したのでした。

その後、お邪魔した  
友人宅で「クック膳」  
という調理器具に出  
会った。直系二十セン  
チほどの丸いふた付  
きの容器で、電子レン  
ジ用調理器。一人暮らし  
の人に人気がある  
らしい。レシピのお  
り食材と調味料を入  
れてレンジにかける  
とおかずやご飯がで  
きるというもの。興味  
がわいたので、私も購  
入して、ジャガイモ料  
理を作ってみたところ  
とてもフカフカで  
びっくり。その後も、  
いろんな材料を入れ  
てはレンジにかけて、  
できあがったお総菜  
の味を楽しんでいま  
す。

年金をもらいう年齢になった後も、仕事をしたときは、年金は減ってしま  
う？

事業主の方や、お勤めされている方から、よく冒頭のご質問が  
あります。お勤めの方は、せっかく年金をもらうこと  
になったのに、働いて年金がカットされてしま  
うのなら、いっそ働かないほうがいいのか、給料  
がいくらなら、年金がカットされないのか、とい  
ろいろな疑問が浮かぶようです。また、事業主  
の方は、従業員の側の給与や自身の報酬を決定  
する上で年金額を知りたいと問合せを頂きます。  
それでは年金がカットされないのは、どのよ  
うな場合でしょうか。

## 「年金をもらいながら働くと年金は減額される？」

## 年金の話

### 知っておきたい

ポイント一つめとして「厚生年金の加入者でなければ、給与、報酬がいくらであっても年金はカットされません」。例えば定年後は、①個人事業主として請負の仕事で収入を得る、②再就職した会社自体が厚生年金に加入していない、③引き続き同じ会社で働くが、厚生年金に加入しなくてもよいように勤務時間や勤務日数を短くする、等です。これらの場合は、厚生年金に加入しないため、収入金額にかかわらず、年金の減額はありませ  
ん。

ポイント二つめですが、「厚生年金に加入していても、給与と年金の月額を足した額が、一定額以下の場合には年金はカットされませ  
ん」。一定額とは、六十歳以上六十五未満の方の年金は、二十八万円、六十五歳以上の方は四十八万円です。一定額を超えた場合には、給与と年金月額の合計額が高いほど年金の減額も増え、年金が全額停止となることもあります。ちなみにカットの対象となる年金は、六十五歳未満の場合には「報酬比例部分と定額部分」の両方ですが、六十五歳以上の方は「報酬比例部分だけ」であるため、六十五歳以上の場合には支給される年金が増えることになりま  
す。

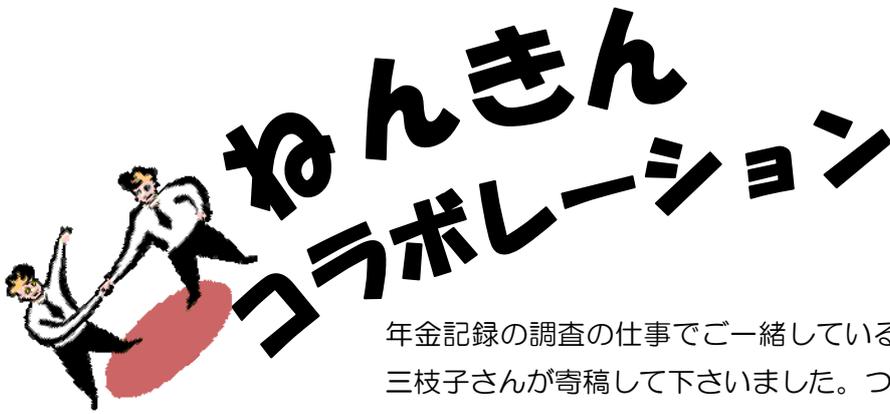
おおまかには以上の通りですが、在職中の年金額の計算は非常に複雑です。正確な年金額が知りたい方には、エクセルで試算表を作成してお渡ししています。



### いじぶの花束

『私が好きな言葉は  
一期一会なの』

知人のキャリアコンサルタントさんの言葉です。初めてお仕事を一緒に帰りに、話してくれました。元気で明るくてお茶目、そして仕事で役立つこともたくさん教えてくれる人です。人と会ったときに共有している時間をとても大切にしている方で、「一期一会」という言葉は彼女にとっても似合うと思ったのでした。一方、毎日、顔を合  
わせている身近な人に対して、この言葉の意味を思い出して、相手を思いやる時間を持つことも大切だなあと自分を振り返ったりしています。



年金記録の調査の仕事で一緒にいる社会保険労務士 綿貫三枝子さんが寄稿して下さいました。つい「姐（ねえ）さん」と声をかけたくなる姉御肌の社労士さんです♪

## 【年金はいつ請求すればいいのか？】

「今は会社で厚生年金に加入しているから、どうせ年金は全部止まってしまう。年金が出るようになるまで手続きはしない・・・」こんな言葉を聞きますが、あなたはどのようでしょうか。

老齢の年金は、受給資格ができたらずぐに手続きをすることをお勧めします。なぜでしょうか。

これは年金が家族と関係があるからです。まず、第一に年金がいくらなのかを正確に調べる必要があります。あなたの厚生年金の加入は何ヶ月ですか。配偶者の年金はどうでしょうか。18歳になって最初の3月31日を迎えていないお子さんはいますか。そんなこと関係あるの？という方はよく調べることをお勧めします。

この男性が毎月少しではあるが年金がもらえた場合、妻も厚生年金の加入期間が長くて、配偶者(夫の分)加給年金を加えた額の厚生年金を受けていたとすると、その部分の年金は返さなければなりません。年金が出る妻だけが手続きをし、夫は手続きをしていないと、5年間分を返すということにもなりかねません。所得税の確定申告をやり直す必要がある場合もあります。

さらには、会社で毎月受ける報酬額を低く変更しても、すぐには厚生年金の年金停止額の計算には反映しないのです。随時改定というしくみがあり、反映までに4ヶ月かかります。その間は、変更前の額で年金の停止額が計算されますから、役員報酬も下がり、年金も全部止まったままになってしまうのです。60歳になる前に随時改定が来るような、長期計画も必要になるかもしれません。

社会保険労務士 綿貫三枝子

watanuki@wine.plala.or.jp

Tel.&Fax. 049-284-9724

埼玉県坂戸市溝端町 1-3-505





## ～ ちょこっとコラム ～ パート2

ここ数ヶ月休む間もない生活でしたが、六月中旬に一段落した仕事もあり、六月後半の週末は、初めてのレシピに挑戦したり(と、いっても簡単料理ですが)、気になっていたDVDを見たり(ブリズン・ブレイクという海外ドラマ。ストーリーが練られていて、とってもしっかり面白)、バイクでちょっと遠出したりして過ごしました。



今回は、近況報告も兼ねて、週末にしたことを書きたいと思います。

### さいたま遊び処

今年、入間市に新しくできた三井アウトレットパーク入間。アウトレットモールは全体に統一感があって、外観もおしゃれで、飼い犬を連れてくる人も居たりと、自由な雰囲気が好きでたまに訪れます。入間市に新設されたことは書いていましたが、オープン当初は道路も大渋滞とのことで、オープンからしばらくたった先日、バイクで行ってみました。

久喜市からは、大宮栗橋線から国道十六号にでて川越を抜け、さらに走っていると三井アウトレットパーク入間に着きます。



ただ、手前にコストコという会員制のスーパーがあり、午前十時頃でさえ、アウトレットとスーパーへ向かう車で長い渋滞となっていたので、車で出かける場合は、駐車場に入るまで、渋滞は覚悟(！)しておいた方がいいようです。

アウトレット内は、二重の円のようにお店が並び、しかも二階もあるため、他のアウトレットに比べて歩く距離も少なくて済みます。できたばかりなのできれいで、話題のアイスクリーム屋もあり、楽しい雰囲気でした。食事場所(フードコート)は、お昼前から満席になっていたのので、早めに着いた場合、先に食事を済ませたほうがいいかもしれません。

帰りもバイクで同じ道を通り帰宅。雨にも降られず、快適なミニツーリングでした。

## ご案内

所属するNPOで職業相談をしています

・・・お待ちしています・・・

＜相談日時＞（1人約60分）

① 7月1, 8, 15, 22, 29日（毎週火曜日）  
13:00～14:00, 14:20～15:20, 15:40～16:40

② 7月2, 9, 16, 22, 23日（毎週水曜日）  
18:30～19:30, 19:50～20:50

＜相談場所＞

さいたま市浦和区東高砂町 11-1 コムナーレ  
10階、浦和コミュニティセンター集会室  
（JR浦和駅徒歩1分）

＜相談内容＞

自分に合った仕事の見つけ方、自己PRの方法、  
履歴書・経歴書の添削・面接指導等

＜費用＞ 無料

＜申込み方法＞

事前予約制です。希望の曜日の1週間前までに  
相談希望日時、お名前、電話番号、FAX番号、メ  
ールアドレスを下記のいずれかのFAX番号まで  
ご連絡ください。

FAX 048-861-7216（坂上）

FAX 048-768-1029（新井）

主催：NPO法人キャリアプラザ埼玉

HP：<http://www.cps.or.jp/>

せっかくだから使ってみませんか

## 助成金

### 試行雇用奨励金

採用のため、求人募集をしたい。そんなときは、試行雇用奨励金を試してみませんか？この助成金は、労働者を1～3カ月の短期間、本採用の前に試験的に採用することにより、事業主に月額4万円が最大3カ月支給されます（労働者1人につき、最大12万円が支給されます）。

対象となる労働者は、①45歳以上の中高年齢者、②35歳未満の若年者③母子家庭の母、④障害者、⑤日雇労働者等です。

ご不明な点がございましたらご連絡下さい。

世阿弥十六部集（野々村戒三編、春陽堂）  
の構成は次の内容です。

一 花伝書、二 花伝書別紙口伝、三五  
音曲条々、四 学習条々、五 九位次第、六  
遊樂習道具風書、七 至花伝書、八 二曲三  
体絵図、九 能作書、十 曲附書、十一 風  
曲集、十二 習道書、十三 世子六十以降申  
樂談義、十四 夢跡一紙、十五 七十以降口  
伝、十六 金鳥集、付録観阿弥世阿弥事跡  
考。

一 花伝書は風姿花伝第一から第六、二  
花伝書別紙口伝には一から九まであり、六に  
「秘する花を知る事」が記されています。「秘  
すれば花なり、秘せずば花なるべからずとな  
り」。諸道芸において、家または芸人にはそれ  
ぞれの秘伝が必要である。と語っています。

### 秘するが花 第二回

越谷市男女共同参画支援センター登録団体

ai(あい)グループ代表

社会保険労務士 横山清春



## 働く人の法律問答 年次有給休暇について

**タケ社長はウメ従業員から、こんな質問を受けました。**

- ウメ従業員** : タケ社長。私は入社してからちょうど6カ月がたちましたが、有給休暇をもらうことはできるでしょうか。来月、私用で有給休暇をもらいたいのですが。
- タケ社長** : もう半年たちましたか。それならば有給休暇の権利が発生しますね。ウメさんは平成19年10月1日入社だったね。フルタイムの契約で採用して、入社後は休まず出勤していたから、平成20年4月1日に10日間の有給休暇が発生しているよ。有給休暇の届の用紙があるから、後で提出して下さい。
- ウメ従業員** : その後は、どのタイミングで有給休暇の権利が発生するんですか？
- タケ社長** : その後は、1年ごとですよ。毎年4月1日に、その直近の1年間の出勤率が8割以上だったら、新たに有給休暇が発生します。ただし発生した年ごとに、2年間使わないとその権利は無くなります。
- ウメ従業員** : 分かりました。ところで、私はフルタイムでお勤めしているけれど、出勤日数の少ない人、例えば週3日出勤のパートさんも有給休暇はもらえるんですか？
- タケ社長** : 出勤率の8割を満たしていると、有給休暇の権利は発生しますよ。入社半年後は、週3日勤務の人は有給休暇5日発生するし、週1日の人は1日発生するというように、出勤日数が短い分、付与される有給休暇の日数も少なくなるけれどね。私も以前は知らなかったんだが、パートさん達に質問されたことがあって、社労士さんに聞いたら、パートさんにも有給休暇の権利が発生すると聞いてねえ。それ以来、パートさんの有給休暇の日数も管理するようになったよ。
- ウメ従業員** : いろいろ分かりました。ありがとうございました。なるべく仕事に支障がないように調整してお休みを取ることにしますので、宜しくお願いします。

※有給休暇管理表を必要な方はご連絡下さい。当事務所で作成したひな型をお送り致します。

### 編集後記

四月から、職場の健康診断の項目にメタボリックに関する項目が盛り込まれました。健康保険法等でも、生活習慣病対策として特定健康診査や特定保健指導が盛り込まれました。毎年増加する医療費の伸びを抑えるために、「病気にかからない、病気に早めに気づく」ための検診に国も力を入れていきます。私自身は昨年、忙しいことを理由に、食事が不規則になりたり睡眠時間を削ることがありましたが、そんなときは風邪をひきやすかったり。すぐに体調にできるのは、ありがたいことかもしれません。体の「声」に耳を傾けることも必要ですね。